

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和8年6月25日(木)

令和8年6月25日(木)午前10時から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は次のとおりである・

委員長	高野 浩一					
副委員長	丸山 国一					
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	青柳 好文	飯島 孝也		
	小林 真理子	平塚 悟	佐藤 浩美	有賀 公子		
	荻原 哲也	佐藤 照幸	土屋 憲一	橋爪 孝裕		
	渡邊 敬介	山賀 沙耶				

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のために出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹	総務課長	小林 好彦
財政課長	田口 俊	環境課長	矢口 成彦
福祉総合支援課長	土橋 美和	健康増進課長	武藤 陽子
観光商工課長	林 正樹	建設課長	河合健太郎
教育総務課長	清水 修	生涯学習課長	坂本 豊
政策秘書課	笹本 正和	総務課	高石 宏満
総務課	日原健太郎	財政課	中村 明博
環境課	丸田美津江	福祉総合支援課	佐藤 克也
建設課	田村 俊彦	生涯学習課	古屋美智留

○ 職務のために出席したものは、次のとおりである。

議会事務局 書記 樋口 透 清雲 敬祐

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高野浩一君） ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。
-

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） 皆さん、連日の審査質疑、大変ご苦労さまでございます。

本日は、当委員会に付託されました補正予算案につきましての審査質疑、ぜひよろしくお願い申し上げます。

開 議

- 委員長（高野浩一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月8日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。

議案第42号

- 委員長（高野浩一君） それでは、議案第42号「令和8年度甲州市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事前に説明をいただいておりますので、これより質疑を行います。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款について質疑を行います。

質疑はございませんか。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 16款の県支出金で給食費の負担軽減ということで、1人当たり5,200円と国の補正予算で支援が決定されたわけではありますが、今現状で給食費も上がってきています。実際に中学生が370円だったのが400円と、1食当たり、食材費ということで上がってきている中で、国そして県から1人当たり月5,200円ということで補助を頂いたわけですが、これは国・県の方針もあるところですが、継続して行われていくという認識でよろしいのでしょうか。今年度というか来年度以降、そういったところの確認というのは取れているのでしょうか、お伺いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

この補助金につきましては、継続していくと認識しているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 承知しました。

これまで、ふるさと支援基金を小中学生給食費無償化ということで充当してきて、減額もするということですが、それでも足りない部分というのは必ず出てくると思うのです。そういったものは引き続き、このふるさと支援基金、条例に基づいて、市長が一定の期間認める間は無償化していく、その方針には変わらないという認識でよろしいでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

学校給食費の賄い材料費につきましては、小学校、中学校合わせまして約1億4,500万円ほどかかっているところでございます。そのうち、当初におきまして1億3,500万円、ふるさと支援基金を充当しておるところでございまして、そのうちの今回は国庫補助分を財源更正させていただいたということになります。

今後につきましても、足りない分につきましては、ふるさと支援基金等を充当する中で、この事業については継続していきたいと考えております。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)

- 委員長（高野浩一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第2款総務費についての質疑を行います。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 総務費の総務管理費、まちづくり推進事業費の地域創生事業推進費ですが、資料頂いたので大体読みましたけれども、イメージとして、このことの中で、地域力創造アドバイザーとかマッチングファンドとかということを展開していくのかなと思いますが、まず地域活性化起業人などとの違いというのでしょうか、全体的なその違いを伺えればと思います。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

まず、地域活性化起業人につきましては、昨日の委員会においてもちょっと説明をさせていただきましたけれども、籍を企業に置いていただきながら、こちらのほうで、大枠で地域活性化の事業にお手伝いいただくというような形になっております。

この地域力創造アドバイザーにつきましては、資料もお渡しいたしましたけれども、地域人材ネットという、総務省、国においてこういった地域活性化に資する人材というのは何人か登録がされていて、その中で、こちらの市町村の事業にマッチした方を派遣いただいて、それで地域活性化事業に取り組んでいくというようなものになります。

こちらにつきましては、民間の専門家を活用することで、年に610万円の特別交付税措置があるというような形になりますので、今回、地域活性化起業人とともに、公社の関係等にちょっと、公社が行おうとしている事業に助言ですとかアドバイスですとか、専門的な知識をお持ちの方にお手伝いをいただくと、そういった趣旨で今回お願いしているものでございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

私も、資料などを見させていただいたのですが、この地域力創造アドバイザーという方は、地域の内外から高い評価を得ている方、外部専門家という人材だということを見ました。そのサイトに行くと、たくさんの方が、全国の人の名前がばーっと出てきて、その方がどういうことをしていらっしゃるかということが分かるのですが、この方は、実際にやる、もしお願いをしてやることになったら、先ほどの地域活性化起業人の方、地域公社の方々と共に、いろんな事業アイデアを出したりアドバイスをしたりという、そういうことになるのだということが何となく分かるのですが、その方は地域公社にいらっしゃるのではなくて、例えば市役所の中の位置としては政策のあたりにいらして常にアドバイスをされるのか、東京とかにいらして遠隔でアドバイスをされるのか、そのイメージというのはどうなのでしょう。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

地域活性化起業人につきましては、昨日の委員会でもご説明差し上げたとおり、こちらに常駐していただいて、公社の活動等に取り組んでいただいているわけですが、この地域力創造アドバイザーにつきましては、年に何日という形でこちらに来ていただ

いて、いろんなアドバイスをいただいたり、リモートもあろうかと思えますけれども、そういった形でアドバイスを受けるものでございまして、こちらのほうにずっと常駐をしていただくというものではございません。

ですので、アドバイザーがこちらにいらしていただく際の報償費ですとか旅費ですとか、そういった経費が今回補正予算でお願いしていることでございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 地域人材ネットという、その中から人材を探すということのようなのですけれども、大体、人の当てみたいなのは現在あるのですか。やはり人によって随分違うと思うので、そのあたりのもくろみを教えてください。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

人についてはある程度めどがついておりまして、もしこれで議会に上程した予算案が通ればアドバイスをお願いできるのかというところは、一応内諾を得ている状況です。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

新しく地域公社なりで新しい事業を展開していこうとするときに、そういう専門的な、かつ見識の広い方に助言をいただくというのは、とても大事だと思いますけれども、外部専門家であるので、甲州市にいつもいらして、この甲州市を隅から隅までご存じなわけではないと思うのですよね。ですので、その辺のところもぜひ外部専門家に、きっとそういう方を選ばれると思うのですけれども、その方の働き方といいますか、その方をフルに活用して前進できるように努力していただきたいと思います。

もう一ついいですか。

そこと同じところで、地域課題解決型マッチングファンド共同事業という山梨大学との共同事業なのですが、これは学生さんと例えば大学の先生がいらして、マッチングというのが、ちょっといま一つ意味が分からないのですけれども、これについて少しご説明していただいていいですか。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

資料のほうは事前に提供させていただきましたので、こういったものかというのは、この資料をご覧いただければ分かると思いますけれども、この共同事業をするに当たって、

去年は山梨大学が隣の山梨市と取り組んだ事業でもありまして、今回、課内というか組織内で、市の課題について幾つか挙げて、こんな課題が甲州市にはございます、これについて、一緒にこのマッチングファンド共同事業で研究していただけるものがありますかということで、大学側から手を挙げていただいたのが、この4つの事業なのです。これについて、教授それから学生と共に研究、このマッチングファンド共同事業によって研究していこうというのが、大学側から反応があった4つの事業が提案をいただいたわけです。

その提案の内容が、本市の桃ですとかブドウの産業から必ず出る剪定枝を利用したもの、それから塩山の温泉郷の活性化を目指すもの。剪定枝については3つで、それにプラス塩山の温泉郷の再興を目指す観光事業とか、そういったものをちょっと分析してうまく活性化ができないかというのが一つ。全部で4つですけれども、この事業について、大学側から、ちょっとこの事業によって研究したいと手が挙がってきたものでございます。

なので、本年度、今回の補正予算が通ったところで、大学側とその研究について一緒に共同で進めていこうという趣旨のものになっているわけです。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 4つの事業というのは、頂いた資料のどこにあるのですか。別紙1というのを頂いていて、全体像が分かるところで、提案A、提案B、提案C、提案Dというところはあるのだけれども、あるいは事業ABCというものはあるのだけれども、その内容はちょっと見当たらないと思いますけれども。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

事前の資料のご請求が、このマッチングファンドの共同事業の概要ということでしたので、この提供させていただいた資料のみとなりますが、その4つの事業は、その中に詳しく載っているわけではございませんで、このマッチングファンド事業によっていろんな取組ができるのだけれども、その中でこちら側から、市の課題がこんなものがあります、これについてという、4つ以上、幾つも出して、その中で山梨大学学内の教授がご覧になって、これを研究したいというもので手が挙がってきたのが、その4つになります。

ですから、この事業概要には4つの内容は示してはおりません。先ほどご説明した剪定枝を利用した3事業と、それから塩山温泉郷の活性化に資する事業と、その4つに手が

挙げたという形になります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

大学側と市側で半分ずつお金を出し合っというか、そんな感じですよ、たしか。

そういうことで、それはそれでいいと思うのですけれども、過去にも山梨大学の学生さんといろいろなことをやったことも幾つかあると思いますし、あるいは県立大学でしたっけ、あと英和大学でしたっけ、それぞれ大学の学生さんと一緒に研究したり、何らかの冊子を作ったりというようなことがあったと思うのですけれども、やはり学生は、そのときはいるけれども、どこかに卒業すれば行ってしまうということで、継続とか、あるいは知っただけで終わってしまうというか、課題解決型だから何か提案していつくれる、それは大学の先生が責任持ってやってくださるのかもしれませんが、そういう大学との関係で、この先ほど頂いた資料を見ますと、県内就職率向上ということも書いてあるのですけれども、そういう県内就職率の向上というところにも、この事業で資するという目標に対してのアプローチというのもあるのでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

当然、この事業によって学生さんもお協力いただいて、いろんな事業を進めていくわけですが、基本的には、手を挙げられたのは大学の教授でございます。ですので、今回の今年度1年でものすごい成果が上がるとか、そういったところまで期待しているわけではございませんが、ただ、課題解決の足がかりとなるようなものになっていけばいいなと考えております。

確かに学生さんも当然携わっていただくので、甲州市の課題とかそういうのを、地域を知っていただくという効果は望めると思いますし、それでもし興味を持っていただいて、関係人口もそうですけれども、こちらのほうに就業とかしていただくことも、もちろん期待はできます。ただ、それが目的というわけではない事業でございますので、何か地域活性化の足がかりとなる、そういったことを期待している事業でございます。

- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 先ほど説明の中で、事業自体に対して期待していないというような表現を使わせていただきましたが、大いに期待はしております。地域活性化の足がかりとなってくればいいと、こちらも考えておりますので、その期待していないというニュアンスの説明は取消しをさせていただきます。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） よろしくをお願いします。

この頂いた資料の中にも、学生が参加することによって実践的な課題解決能力を持った地域人材を養成するとともに、自治体へのノウハウ共有によって職員の能力向上という取組が書いてあるので、そういう方向でお願いしたいと思いますし、またぜひその学生さんも、ここに研究して足を運んで、甲州市のよさを十分に学んでいただいて、そのまま甲州市の職員として、あるいは企業へ就職するというようなこともあると思うのですね。

過去に勝沼町時代に、大学生のときに勝沼に来た、とても勝沼大好きになってしまってそのまま就職したという方もいるということを知ったことがあるのですけれども、そのようなほどに、この事業を若い人に対して甲州市の魅力、可能性、そういうものを、そしてこれから人生かけてやってもいいぞと思えるような、そういうものになるように力を入れてやっていただきたいと思いますとともに、県立大学については、こういうアプローチは、世界農業遺産のほうでちょっと一緒にやられているというようなことも聞いたことがあるのですけれども、県立大学については、こういうアプローチの仕方はないのでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

県立大学については、こういったもののアプローチは現在しておりません。過去には、移住定住の冊子なんかを共同で作成したりもしておりましたし、そういったことはありましたが、今回の事業については、山梨大学に限ったものとなります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 県立大学のほうが、より地域課題解決というところにフォーカスして研究していらっしゃる先生とか、講座なども多いと思いますので、そちらのほうも

アプローチできるような可能性をまた探っていただければと思います。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 佐藤浩美委員の質問に重ねてなのですが、まず地域力創造アドバイザー派遣支援業務委託料492万7,000円ということで、地域公社へのアドバイスとか何とかということなのですが、一応、本当だったら公社の事業計画とか、市のアドバイスしてほしい内容とか、そういうものが固まっていて、どんな人がふさわしいのかという人材というふうになるのではないかなと思うのですが、ちょっとそこが見えないのですが。内諾をもらっているということなのですが、どういう趣旨、どういう計画があり、どういうアドバイスをいただきたいと思って、内容があって、この内諾をいただいているような人材を選んでいるのか、それで今回この業務委託料ということで計上しているのか、そこら辺の背景をお聞かせいただきたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

昨日の委員会におきましても少し触れさせていただいたのですが、公社の今後の事業の計画について、地域から産出される果実のアウトレット品といいたいのを、そういったものを活用して加工する。そして、それを商品にするということを公社の中では考えているところでございます。

今回お願いする内諾をいただいている方は、非常にそれにたけている人材でございまして、昨年も実験的にシャインマスカットですとか、それから桃を使ってアイスクリームを作っていたりしたのですが、そういったものを昨年試験的に作ったところで、なかなか出来もよかったものですから、そちらの方向で本格的にやっていきたいなということがございまして、今回こちらの方をお願いしようかなというところを考えているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 分かりました。

あとは、山梨大学のほうのマッチングファンドの事業負担金200万円のことで、先ほどの佐藤委員の質問のところ、市から一応課題を四つ以上、幾つか出したということで、それが具体的に何なのかということをお聞かせいただきたい。

市というか政策秘書課なのか、どこが考えているのかはあれなのですが、市として課題として上げたものが一体何で、そのうちの4つというのは先ほど説明がありましたけれども、本来だったら、このマッチングファンドの事業の概要ではなくて、この事業をどういう形で進めていくのかということであれば、そういう資料提供があってもいいのではないかなと思うのですけれども、山梨大学のほうが興味を示して、甲州市としては200万円を負担してやってもらう形になると思うのですけれども、そういう資料を出してもらったりとか、もし資料がなかったら説明を詳しくしてもらったりとか、そういう流れが分かるもの、今回の事業の、お聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） まず、こちらのほうで課題として上げさせていただいたのは6つでございます。6項目ございまして、果樹剪定枝処分のための新たな手法と活用。それから2つ目として、アイスクリームマシンの開発、それは先ほどの件に絡むものですね。そして3つ目として、桃・ブドウの小型品質測定器による産地信頼性の向上。4つ目として、大和地域活性化に向けた包括支援について。5つ目が、塩山温泉郷の活性化への取組。6つ目として、恩賜林の有効活用について。この6項目について挙げさせていただいたところ、そのうちの4つが大学側から手が挙がったという形になります。

それで手が挙がったのが、剪定枝について3種類、手が挙がってきたわけです。その3種類の内訳が、剪定枝については、剪定枝のキノコ栽培用菌床化、剪定枝を細かく砕いてキノコ栽培用の菌床化にできないかということ。それから、剪定枝のスモークチップ化をするもの。それから、剪定枝の防草シート化、剪定枝を用いて防草シートにできないかという、そういった3つの取組。ですから、私どもの挙げた課題の一つの剪定枝について、3種類の手が挙がったと、そういう形になっております。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ありがとうございます。

まず、その剪定枝3つというのは、剪定枝が課題であるということを市が挙げたとした

ら、その3つ具体的に答えが返ってきたというか、ボールが投げられてきたということだと思うのですけれども、市としては、それは今回オーケーというか、いいことだと思って進めていこうという考え方になったということですよ。

それはちょっと確認させてもらいたいのと、あと塩山温泉の活性化でしたっけ。市はもっと具体的な課題みたいなものを挙げながら出したのか、それもしあったら教えていただきたいのと、あとは山梨大学のほうから返ってきた、こういうことに興味があるという、その内容というのですか、どういうところに山梨大学は興味を持って研究していこうと思ったのか。今の説明、まだちょっと塩山温泉の活性化と言われても、どういうふうに活性化する、その青写真が山梨大学のほうにも思い描いてあるのかなという、その研究テーマというのですか、そういうものはどんなものだったのか、お聞かせいただきたいなと思います。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 塩山温泉郷についてお答えさせていただきますけれども、今回の資料で、大学側に提案させていただいたものについては、近年、塩山温泉郷について、後継者の問題ですとか、施設の老朽化での問題から廃業をされていく事業者が幾つかございました。件数にすると、かつての件数よりかなり減ってしまっているというところがありますので、何とかこちらを訪れていただく方を増やすことができないかと、いいアイデアがないかというところを共に研究していくというところなので、その先のこうしたいというものではなくて、まず課題のあぶり出しと、それに対する活性化に対するアイデアをこの事業によって出していきたいという、そういう形になっております。
- 委員長（高野浩一君） 答弁漏れで、剪定枝が3つ、市が納得したかどうか。
丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 剪定枝については、当然こういったアイデアでぜひ進めたいのだという回答でございましたので、そのまま進めていきたいという意思を持っております。
- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 今回、山梨大学に提示したというか、山梨大学に提示するために6つの課題というかを挙げた感じなのではないでしょうか。それが、もともと市として、市長も含め大きな課題として考えていたこととして、それを山梨大学に提示したということなのか。できれば私も、その市の課題意識の中で6つとわざわざ挙げたことなので、共有

できればと思うのです。議員の皆さんとも共有したほうが、これからも議会でも考えていったりとかするのに大事なことはないかなと思うので、基本的に市が考える課題として6つ挙げて提示したものなのですか。山梨大学に提示するために何か考えて出したものなのか。

市の基本的な課題として考えることであれば、あればというか、その前提ではないですけども、共有をできればと思いますので、別に後でもいいのですけれども、その課題、どんな問題意識があってということをやはり詳細に少し知っておいたほうがいいと思うので、資料として共有させていただければと思います。

市としての課題意識としては、政策秘書課が考えというところなのか、本当に市としての課題というふうに捉えて、これから先、市としての課題と思って我々も捉えればいいのか、そこら辺はいかがでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

課題と申し上げましても、我が市が抱える課題というのは非常にたくさんございます。本年度と、それから来年度にかけて、市の総合計画も策定をし直すところでございますけれども、その中では、その課題解決のためにどういったことを今後していくのかというのをもちろん把握した上でつくらないとなりませんし、そういったところでうたっていくのが市全体の課題でございます。

今回のマッチングファンドについては、山梨大学が手を挙げてくれなければ、それは成立、マッチングができませんので、このあたりの課題であれば山梨大学は手を挙げてくれるだろうというものを選定しながら、提示をさせていただいたものでございます。

- 委員長（高野浩一君） 皆さんへ全体に資料の共有をしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） では、後ほどで結構ですので、その提示した6つの内容が分かる資料を提出してください。言った説明の箇条書で結構です。お願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 細かいことで申し訳ないのですけれども、これは山梨大学の学部としては、生命環境学部の例えば地域社会システム学科の取組というようなことになるのかなと思うのですけれども、そうすると、例えば学生さんについてというか、研究を

される先生は何人で、学生さんは大体どれぐらいの規模でここに関わってくださるのかという見通しがあれば、お願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

学部については生命環境学域と、それから工学域の学部の先生に手を挙げていただいております。学生が何人ぐらい、どの程度の規模で絡んでくるかというのは、まだちょっと分かりませんが、この4項目に対して一人一人の教授が手を挙げていただいたので、4教授ということになります。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

生命環境の学域と工学部のことでということで、4人の先生ということで、できるだけたくさんの学生さんも足を運んでいただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） では、第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） お願いします。

3項生活保護費の生活保護運営対策事業費というのは、国の最高裁の判決を受けて、生活保護基準を引き下げたのはちょっと間違いだったということで、それをまた改修するというための改修費だということを前に伺いましたけれども、具体的に扶助費のほうはどのような手当てになってくるのかという見通しについて伺います。

○ 委員長（高野浩一君） 土橋福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

今回補正で上げさせていただきましたのが、最高裁の判決によって、生活保護費の一部を追加給付する手順をしなければならないというところで、支給事務を円滑に実施するために、厚労省のほうから追加給付を算出するための計算ツールというのが配布されていて、そのツールにおいて計算結果を得るために、この今使っている生活保護シス

テムのほうから、その計算ツールに合わせたレイアウトに合わせたデータ抽出を行うためのシステム改修を行うものの補正をさせていただいたものになります。よろしくお願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） それは分かっているのですが、具体的にその後のというか、今もできるのか、しなくてはいけないのかもしれないのですけれども、生活保護の差額の支給みたいなものは、いつどのように、もちろんこの補正には入っていないようなので、どのようになるのかということについて伺っています。

○ 委員長（高野浩一君） 土橋福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

今回ご議決をいただきましたら、7月中にシステム改修を行いまして、8月中には対象者の追加給付額のほうが確定するかと思います。9月の定例会において、その追加給付額のほうを補正させていただきまして、議決後に、現給付世帯のほうには10月の定例支給日に加算をして支給をする予定であります。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今の10月に支給されるとおっしゃったのですけれども、それは今年の4月とかに遡ってですか。それとも、もっと前ですか。最高裁の判決が下りたときからですか。

○ 委員長（高野浩一君） 土橋福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長（土橋美和君） 追加給付に当たって、平成25年8月から令和8年3月までの保護を受けていた世帯について洗い出す必要がございますので、遡って内容を精査しまして、該当する金額のほうを算定しまして支給という形になります。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

次に、第4款衛生費についての質疑を行います。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 涼み処の補助金ということで、国の補助金が自治体の負担する補

助金の2分の1入る、自治体として全体の2分の1負担するという内容ということは承知しているのですけれども、集会所とか公民館って開放して、クーラーの整備状況とかはちょっと分からないのですけれども、それは何か調べたりとかしているのですか。涼み処として開放できるような場所というのが、それなりにあるんですか。

- 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。
- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

実は本事業につきましては、昨年度実施をしました。その結果、各区のほうに周知を図ったのですが、2か所から、それも塩山地区からの2か所のみの涼み処の開放につながった経緯があります。

今、委員のおっしゃるように冷房の設置状況なのですが、塩山地区は40か所、区がありまして、ちょっと全地区は調べておりません。勝沼地区につきましては、31地区のうち10か所に冷房が設置してあると。そして、大和地区につきましては、9か所のうち冷房の設備がないというような状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 観光立市というか、まち歩きを推奨する市として、涼み処がどのくらいあったらいいのかというのは、何か目標みたいなものはあるのでしょうか。今の公民館とか集会所、ほかにも公共施設とかもちろんありますけれども、そういう分布を考えたときに、今の状況で、涼み処としての場所が適当なのかというのをちょっとお考えを伺いたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。
- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

まず、既に涼み処として設置してある箇所につきましては、今、市内で25か所ございます。このたび、実は丸山委員のほうからのご提言がありまして、地区の郵便局はということで、私どものほうで郵便局のほうと交渉したところ、簡易郵便局を含む8か所に涼み処として設置をしていただけることになりまして、そうしますと合計で33か所。旧村ごとに見ますと、例えば塩山で言えば大藤、神金、玉宮、松里、奥野田、そして勝沼におきましては、勝沼、東雲、菱山、祝ということで、それぞれの箇所ごとに1か所ずつは公的なのと、あと民間のご協力の中、設置していただいております。

今回の自治会のほうにつきましては、より地域、また高齢者、子どもたちが身近に通いやすいというところで推進を図りたいというところで、昨年度、県の事業の下、実施し

ました2か所プラス、あと各自治会で盛んにちょっと夏場とかイベント等を推進しているところに個別に当たりまして、5か所設置できればというようなことで、今回の補正予算のほうは設計したところでございます。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） これはちょっと私、承知してなくて、見落としたら申し訳ないのですけれども、マップは作成したり情報発信したりということはしているのですか。

○ 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。

○ 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

まず、涼み処につきましては、市のホームページ及び県のほうでもホームページにより、住み処の設置箇所の周知は行っているところであります。あと、5月の広報でも周知をしたところであります。マップではないです。一覧表になります。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） せっかく協力もいただいて設置するので、場所の周知というか、住所が分かってもなかなか分からないので、できればマップがあればいいのかなと思いますので、改良して情報発信していただくようお願いしたいです。

○ 委員長（高野浩一君） どうですか、できそうですか。

矢口環境課長。

○ 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

既に設置してある箇所につきましては、店舗等、既に皆さん承知している場所ですので、改めてマップということでは、現状ではちょっと考えてはいないところでございます。

○ 委員長（高野浩一君） 丸山副委員長。

○ 副委員長（丸山国一君） 今、矢口課長から答弁があつて、各涼み処の空白地、そういうところが各地域にあったので、その部分を解消するにはということで郵便局にお話をしたら、郵便局が快く協力をしてくれるということになりましたので、課長のほうへ、また市長のほうへお願いをして、提携をしていただくということになりました。

そうした中で、空白地がまだまだあるので、その部分の洗い出しもちゃんとしていただいて、さっきは大和のほうがまだまだ、そういう設置ができていないとかということがあるので、その空白地をいかに、この今回の補正予算では対応できないと思うので、またその部分はしっかりと対応してもらいたいということと、あと、その涼み処に物をいろいろ置いてあげて、水等を含めて、そういったものを対応しないと、ただ涼んでいて

くださいというのでは、ちょっと涼み処であっても涼み処ではない、対応ができていないということなので、そういったものを設置するというのが、この補正のほうに入っているかどうか、その部分を確認したいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。
- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

まず、涼み処のほうに設置するものにつきましては、既に当初予算のほうでは計上しておりまして、水分補給の飲料や塩分補給品、また緑のカーテン用の種、そして啓発用のうちわというものを備えておりまして、各涼み処からの要望に応じて順次配布するような状況ではあります。

空白地につきましては、今回、より高齢者や地域の方が行きやすい、そういった地区の集会所、そういうところに重点を置く中で、5地区ですが、これはあくまでも30日開放ということで設計しておりますが、例えば10日でも5日でも開放していただけるような地区のほうに働きかけまして、より広く進めていきたいとは考えております。

- 委員長（高野浩一君） 丸山副委員長。
- 副委員長（丸山国一君） そうやって、冷えピタとか何かいろいろなことも置けるようにしてあげたほうがいいのではないかとということと、あとせっかくやるのだから、その実績的なもの、状況と、あとどういった方々が来ているかという数字とか、そういったものを今後しっかりと把握して、それによって来年度というような対応、いろんな課題も出てくるかと思うのですよ。だから、そういう声をちゃんと拾うような、そういった体制もしっかり整えておく必要があると思いますが、いかがですか。

- 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。
- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

昨年度の県の事業により実施しました自治会の2か所におきましては、課題として、地区役員の負担や、また運営体制の確保がちょっと課題になったところであります。

ですので、今回はなるべくほかの涼み処に対してもなのですが、あまり従業員の方の皆様に負担のかからないような手法を検討する中で、また改めてちょっとアンケートをする中で、引き続き涼み処として開放できるような体制をうちのほうも意見を聞く中で調整をしていきたいと考えております。

- 委員長（高野浩一君） ちょっと待ってください。

矢口課長、さっき飯島委員からのマップを作ったらどうかというのは、今マップ考えて

いないというのですが、そのマップを作らなくて大丈夫だろう、周知できるだろうという、そのマップを作らない理由というのをちょっと確認させてください。

矢口環境課長。

- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

既に今設置してあります25か所につきましては、皆様方がもう既に承知の店舗、また公共機関に限られていますので、一覧表を見れば、ここが涼みどころだというのは分かる表記にはなっております。ただ、委員心配されるように今後、裾野が広がるのであれば、例えば自治公民館とか、そういったところは場所が分からなくなりますので、そういった増えた場合につきましては、当然マップの必要性が十分私どものほうも承知をしていますので、マップのほうを作成というようなことで対応していきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 土屋委員。

- 委員（土屋憲一君） いろいろな周知の仕方もあるかと思いますが、やはり先ほど、飲料水みたいなものもそこにあればという話もあったのですが、コンビニなんかのところが涼み処にということが、何か全国的にも幾つか出ているようですが、そういった対応をしようとしているかどうかということと、もう一点、マップを見て、ではここに行こうということよりも、何かその場所に旗ですか、ちょっとそういったものがあれば……。

（発言する者あり）

- 委員（土屋憲一君） 立っていますか。すみません、ありがとうございます。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 矢口環境課長。

- 環境課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

コンビニにつきましては、設置場所としては皆様方が寄りやすいということですが、やはりコンビニに椅子がないと、ちょっと涼み処として対応できないのかなというようなことを考えていますので、なるべく椅子のあるようなコンビニにも今後働きかけをしていきたいと思いますが、現状ですと、なかなか椅子がないコンビニにはお願いをしづらいというような状況であります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

ここで、1時間たちますので暫時休憩いたします。

後ろの時計で11時10分再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） ワインのラベルに、今日はちょうど新聞報道でもありましたよね。載っていたのですけれども、これ国の地域未来交付金も活用してということですので、また市の原産地呼称ワインに限るというように報道でありました。そこに差別化を図っていくという意味で、どのように原産地呼称ワインに絞っていったのか。これ、今回は国の交付金があるけれども、これ継続してやっていく事業、プロモーションのために進めていくという認識でよろしいでしょうか。2点お伺いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。

- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

まず、本事業につきましては、資料を提出させていただいておりますし、また本日ちょうど山梨日日新聞さんの地域欄のところで取上げもしていただいておりますが、まず、この事業につきましては、やはり本市のワイナリーが今後も市の特産品としてまちづくりの核をなしていく上で、例えばワイナリー数なども、酒販ニュースなどを確認しますと、もう山梨県と長野県がほぼ同数のワイナリー数になってきてございます。私も、老舗のワイン産地として誇りを持ってまちづくりを進めておりますが、やはり新興産地の追い上げもございますので、他の産地との競争に勝ち抜くためにはやはり差別化を図り、ブランド化をしていく必要があるということで、本事業に手を挙げさせていただいたところでございます。

また本日、新聞紙面では一般会計補正予算に盛り込んだということで取り上げていただいていたののかなと思いますけれども、1点、原産地に限定する考えというのは、ちょっと内容が当課の考えとは食い違ってございまして、当然、市の原産地呼称ワインを優先するというか、そちらが8月に審査会ございますので、それに合格したものを当然取り扱っていく予定ではございますが、お示しさせていただいた資料では、本年度は500本程度を想定するというので資料も出させていただいておりますけれども、まだ

原産地認証が何本合格するか決まってはございません。もし、合格点数に余りがある場合につきましては、そのほかの例えばぶどうの丘さんのほうで審査が通ったワインですとか、G I 山梨のものを使わせていただくとか、そういったことは広く考えてございますので、原産地呼称のワインを優先はしますけれども、それに限ったものではないということでご理解いただければと考えてございます。

また、この地域未来交付金につきましては、今年度から手を挙げさせていただいておりますが、一応3年間の継続をする予定でございまして、今年度スタートで、今年度、来年度とその参画するワイナリー、本数等を増やしていきたいと。3年目には、4年目以降は各ワイナリーが実装できるような形を用いるための施策を3年目には行っていきたいと考えてございますし、また来年は本市のワイン産業が始まって150周年ということで、今年スタートしまして、来年には本格的にこういったN F C タグを使ったワイン販売が盛んになればなという思いで、事業を展開していきたいと考えてございます。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 一応3年間は事業としては取り組んでいきたいという認識があるということで承知しました。

一応500本で、このタグの製造と、それから付与情報の作成委託料でこの金額ですから、ちょっと分けて、委託製造にどのぐらいかかるのか。また、その付与情報がさらに、今年認定を受けて、ワインに対してはその情報を入れ込んだタグを作成するということですから、また来年度、再来年度となって、ワイナリーのこのタグ情報をつけるワインが増えてくれば、それだけまた予算も増えてくるというような見方もできるわけなので、ちょっとそこを分けて、もう少し詳しく情報を提供してもらいたいと思います。お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

経費の内容につきましては、資料でもお示しさせていただいたとおり、初期導入費用等、開封検知機能つきでN F C タグの500万円等、あとはコンサルティング費用ということで区分けをさせていただいております。

1年目につきましては、初期導入費用として約80万円を見込んでおります。タグ代として50万円、コンサルティング費用として70万円、合計200万円プラス消費税を見込んで

でございます。

2年目につきましては、初期導入費用、初期の部分はなくなりますが、新たにワイナリーが参画した場合のコンテンツ作成用ブラウザの開設でありますとか、そのコンテンツ内容を検討作成の支援業務が残りますので、同額の220万円を想定しております。

ちなみに3年目の自走に向けた働きかけについても、同額の220万円を予定しているところでございます。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 平塚委員。

○ 委員（平塚 悟君） 分かりました。3年間で660万円ほどで実装していくということで、初期の段階でももちろんワイン振興図っていく部分で重要だと思うのですが、その実装に向けてしっかり取り組んでもらわなければならないのかなと思うし、効果がちょっとどこまで出るかというのが非常に、実物も見えていないので何とも言えないところなのですけれども、ぜひまずはその取組を進めていただく、ワイナリーとしっかりと事業の推進を図っていくという部分で、強力にバックアップを図ってもらいたいと思います。

あと、それから原産地呼称ワイン制度ですか、一応そこを推奨していく、またぶどうの丘の認証を受けたワイン等に付与していくということでありますので、そのぶどうの丘との連携というところも含めて、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

要望として、これは申し上げておきます。よろしくお願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） この付与情報が、商品の差別化として大事だと思うのですね。どんな情報を付与するかということが。

ちょっと僕、今、原産地呼称制度とか、G I 勝沼とかにも取り組んでいますけれども、G I 山梨もそうですけれども、なかなか消費者の購買意欲というか購買を喚起するものにつながないのですよ、制度つくったのは確かなことなのだけれども。

だから、多分お客さんが求めているというか、ちょっと買おうかなと思う情報と、例えば原産地呼称とかG I 勝沼とかG I 山梨というものは、多分ずれがあって、G I 山梨だから買おうと、なかなかないのですよね、実際には。G I 山梨だから買おう、原産地呼称制度の認証がいいのだから買おうとかとなっていないのは、多分結果も一目瞭然だと思うのですけれども。

やはり、その付与情報というのを何にするかということをよくよく考えないといけない

と思うのですけれども、それは業者が考えることということではないと思うのですよね。マーケティングというか、消費者意識とかをやはりよく調査するとか、そういうことが必要なのではないかなと思うのですけれども、例えばワイナリーに聞くことが正しいかどうかというのも、ちょっと僕も分かりません。酒屋さんを通じて消費者の意向を把握するとか、何かそういう付与情報は一体何なのかと、何が大切なのかというのを追求していくお考えというか、手法を取っていく考えはありますか。

○ 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり付与情報、何の情報を入れていくかというのは非常に重要であると考えてはございます。

お示しさせていただいた資料のほうには、提供コンテンツとして想定されているものとして載せさせていただいていますけれども、これは一般的には醸造家の紹介、ワイナリー紹介、畑や醸造風景の写真等をまずは出していくというのがありますけれども、そもそも原産地呼称ワインを始めさせていただいて、やはりそれがなかなか販売につながらないというのは、ワイナリーサイドからもそういったご意見もいただいております。一方、原産地認証の審査委員からは、日本ワインのワイン産業の発祥の地として、こういった制度を続けていくことは非常に意義があると。それこそ他産地との差別化を図る上では大切な、条例にまでしている事業ですから、ぜひ続けていただきたいというような意見も同時にいただいております。

ですので、私どもとしましては、やはり原産地認証ですとかG I 制度が消費者の方によく伝わっていないと。ボトル1本で全てのことを情報をお伝えするのはなかなか難しいことではございますので、このN F C タグを使わせていただくことによって、より幅広い奥行きのある情報も提供できますので、その辺はよくこちらの購買につながるような、差別化を図るだけではなくて、やはりそれが販売につながるように、こういった情報を載せていくのかというのは、参画していただくワイナリーさんに当然意見も聞きながら進めていきたいと考えてございます。

どこまで載せるかは、ワイナリーの協力にもよりますので、今後その取り扱うアイテムをお持ちのワイナリーと相談していくことになっていきますけれども、このコンテンツが、そのI C タグ自体が、一般的に考えますとQ R コードと何が違うのだというようなところも当然あるかと思いますが、Q R コードはカメラを起動してスマホで読み取って、

それでホームページへ飛ぶというのが大体定番でございますが、このＩＣタグにつきましては、何も起動せずにかざしただけで情報が出てきます。何かアプリを入れるとか、そういった作業も手間もございません。

そういったところで、まず第一次情報として、先ほど申しました畑や醸造風景、ワイナリー紹介、あとは原産地認証ワインの価値とか、そういったものはお伝えしていきたいと考えてございます。

さらに、それを購入していただいた後、どこで飲んでいただくか。例えば、家に持って帰っていただいて、飲んでいただくときに封を切っていただきます。封を切っていただいて、もう一度スマホをかざせば、さらに第二次特典というのがつくような制度になってございます。それには、買っていただいた方が、今後また本市を訪れていただくような仕組みを絡めていきたいと考えてございまして、また、こちらとしては開封された場所がシステムで確認ができますので、東京で開封をされたとか横浜で開封された、もしくは海外で開封されたとか、そういったことも追ってこちらで確認もできますので、今後のワイン振興にも大いに役に立つのではないかと期待をしておりますので、まずはＩＣタグに入れ込む情報をよく吟味をして載せていきたいと考えております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 付与情報、たくさんあると多分読まないと思うので、やはりシンプルにしていくという、今、本当に読まないと思うので、ぱっと出てきたとしても長いともう読まなくなってしまうと思うので、すごくシンプルにしていかなくてはいけないので、精査が必要だと思います。

その方法って、よくいろいろ考えて、僕も正解分からないのですけれども、ワイナリーに聞くだけだというのが、例えばワイナリーの意向だけということはちょっと危険かなと思います。消費者がどんな情報を必要としているのかということと、ワイナリーが作っているその気持ちというものが、ちょっとずれもあったりとかするところもあると思うので、そういうところの付与情報というのは、よくよく考えていただきたいなということ 생각합니다。

あとは、ＩＣタグいろいろ使えると思うのですけれども、例えばラベルにだけつけるだけではなくて、カタログとか何かそういう、いろいろ用途も考えていくというお考えですか。広げて、物がなくてもＩＣタグがあることで商品購入につながるとか、例えばそ

ういう使い方も考えているのですか。

○ 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

今回のＩＣタグの活用につきましては、当座、ワインのボトルに考えてございます。と申しますのは、いろいろ使い方はございますし、また今までこうやってＩＣタグを使ったものにつきましては、例えば観光情報案内ですとか、イベントの参加受付ですとか、いろいろ使い道は多様性がございますけれども、まずはこちらの補助事業で手を挙げさせていただいておりますので、ボトルに貼付する形を考えてございます。

先ほど申しましたＩＣタグが、ちょっと実物があればですけども、普通のＱＲコードとは違いますので、やはりワインはボトルの形状であったり、ラベルのデザイン等も非常に大切でございますので、簡単にＱＲコードを張りつけると、その四角い迷路みたいなものが非常にデザインを害しますので、スマートな形のＩＣタグをつけることによって、より販売促進につながればなと考えております。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長、仮にこれ議決されて、それが世の中に出る時期というのは何か見通しているのですか。

林観光商工課長。

○ 観光商工課長（林 正樹君） お答えをいたします。

この事業の今年度のスケジュール感ということだと思いますけれども、ご議決をいただいた後に、7月中にはまず事業者と契約行為をさせていただきまして、先ほど申しました8月上旬に原産地呼称ワインの審査会を予定してございます。そこで合格ワインが出てまいりますので、そこからスタートになります。基本的には、10月のぶどうまつりが過ぎたあたり、10月中旬ぐらいまでにワイナリーと一緒にコンテンツを作成させていただきまして、その後、確認作業等、また内容の精査等もさせていただいて、年内いっぱいには店頭に並ぶことを想定してございます。

○ 委員長（高野浩一君） 新酒、新しく出るとか、そういうときにはちょっと難しいのですか。一緒にそれをつけるというのは。

○ 観光商工課長（林 正樹君） 今想定していますのは、原産地呼称ワインをまずメインに考えておりますので、出品されるのが8月でございますので、新酒というわけにはいきませんが、本格的なワインについてまずは調査していただきたいと考えてございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） ちょっと継続性というところで確認をさせてください。

この事業を取り組んでいくことには意義があると思いますけれども、先ほど課長さんが参画するというようなことをおっしゃいました。ただ、いずれこのタグを取り付けた商品が3年間、その後の実装も含めて取り組んでいきたいというものの中で、ウェブページも含め、事業費の中に盛られているものになります。どこが運営母体になってくるのですか。甲州市が母体となってこの制度、甲州市産のワインのブランディング化、販売促進という部分でずっと続けていく考えなのか。その実装をもし果たした場合に、どこが母体となっていくのですか。ワイン協会がやっていくのか、それとも甲州市があくまでも、このウェブページとかそういった管理運営については責任を持ってやっていくのか。そこのところを明確にされたほうがいいのかなと思いますので、お伺いします。

- 委員長（高野浩一君） 林観光商工課長。
- 観光商工課長（林 正樹君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、今回の地域未来交付金を使った事業としては3年間で予定してございますので、その間は市が運営母体となって管理運営をしていく予定でございます。

先ほど申しました3年目には、4年目からの自走に向けての準備をさせていただきますので、4年目以降につきましては、各ワイナリーさんが個別でやるのか、それとも今回、ワイン協会さんも法人化されるということを伺ってございますので、ワイン協会さんに受け手になっていただくかというのは、これから2年余りかけてよく検討していきたいと考えております。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費についての質疑を行います。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 8款2項3目道路橋梁新設改良です。資料をお願いしたところ、素晴らしい、とてもよく分かりやすい資料をつけていただきまして、私、この4橋については何度も通っておりますので、状況は分かっているところでございます。

その中で今回、昨年の3月補正で、国の補助金配分が少ないということで減額補正をい

たしました。しかし、今ここの段階で8,579万5,000円の増額補正をするということになっているのですが、国の問題等もあるかと思えますけれども、どのような形で今回の増額になったのかをちょっとお聞かせください。

- 委員長（高野浩一君） 河合建設課長。
- 建設課長（河合健太郎君） お答えいたします。

ここ数年、国の補助金、補助金の内示のほうが本市の要望額、これを下回るような状況がありまして、計画どおりに予算執行ができない状況にございました。

そういった状況を受けて昨年度来、市長には、春と秋に全国大会があるのですけれども、その建設関係の全国大会において、全国大会に積極的に参加をしていただきまして、その中で国土交通省や国会議員の先生方、こちらへ要望活動を行っていただいております。

今回の補正の内示の増額については、こういった要望活動なんかも要因の一つとなるのではないかと考えられます。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） そういうことで、このような時期の補正という流れになったということですが、工事内容をちょっとお聞かせいただきたいのですが、この橋梁、城ヶ坂橋が一番橋の長さが長いわけですが、2,500万円。一ノ瀬の高橋川橋、学校橋等がメートル数は短いのですが、3,500万円とかという、老朽化の原因だということは分かりますけれども、この伸縮材の修繕は分かりますが、何か番屋橋については防護柵なんていう工事名称が入っているので、細かくなくていいので、大ざっぱにどういう工事をするのかちょっと教えてください。物価高騰とか資材不足ということで大変だとは思いますが、それなりの予算査定されているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

- 委員長（高野浩一君） 河合建設課長。
- 建設課長（河合健太郎君） お答えいたします。

今回、城ヶ坂橋ほか4橋ということで、この中で例として学校橋、こちらにつきましては、4橋の中で一番工事費高くなるのですけれども、およそ3,500万円程度の工事費を予定しておりますけれども、工事の内容といたしましては、伸縮装置の取り替え、あと主桁の塗り替え、あと支障部分の補修ということになっております。

ちょっと余計かもしれないのですが、橋梁につきましては、基本的に上部構造と下部構造に分かれておりまして、伸縮装置というのは、路面を走ったときに、橋に差し

かかったときにガタンと継ぎ目を感じられたことあるかと思うのですけれども、その上部構造と下部構造の路面の間にあるもの、それが伸縮装置となります。

ほかの橋梁におきましても伸縮装置の取り替えと入っているのですが、昔の橋梁は、この伸縮装置のところから水が浸入するという構造になっておりまして、これを取り替えて伸縮装置の非排水化ということを目的としております。先ほど、伸縮装置からは上部構造と下部構造の間から水が入り込むということで、その桁を受ける上部構造と下部構造、その隙間にあるところが支承といいまして、ほかの修繕箇所でも支承の本体とかあると思うのですけれども、その支承部、どうしても水の影響でさびたりするということが非常に多くて、支承本体の補修ということで計上しております。

○ 委員長（高野浩一君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） かなり細かいご説明いただきまして、ありがとうございます。

橋の構造が大体分かってきたわけですが、何しろこの予算措置がされたことによって橋の保全が保たれるということですので、とてもありがたいことでございます。

また、遅れていた橋梁の修繕が一気に進むということになるわけですが、このようなご時世なので、いろいろの予算査定難しいとは思いますが、県から河合課長に来ていただきまして、詳しく指導していただければ課員も頑張ってくれますので、また忘れてはならないのが、市長が取り組んでいただいたということです。そういうことが功を奏していただいたということにも感じられます。

道路橋梁、インフラ関係に関しましては、一般質問等でも多くの議員の方から質問とされております。どうぞ安全・安心に我々が通行できるような施設管理をしていただきたいと思いますので、これは要望ですので、ありがとうございます。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） 第8款土木費についての質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（高野浩一君） 第9款消防費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 教育総務費の「夢をかなえる学びのプロジェクト」の中の少人数教育の質の向上プラン推進事業、資料を頂きました。県からの指定ということで、市川三郷町とうちということで、これは県が25人学級ということで、ほかの県に比べて少人数に取り組んでいるということで、その効果を、より効果を上げることとか、先生方の教育実践とか、そしてまた、そのことの効果はどうかということを調査していくということなのかなと思うのですけれども、具体的にどのような今までと違ったことが展開されるのかということを伺えればと思います。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、少人数教育の質の向上プランにつきましては、事前に資料の請求いただきましたので、県が作りしました資料につきまして配布をさせていただいた、あらかじめご提出をさせていただいたところでございます。

ただいまの委員のご質問の中にもありましたとおり、本年度までに小学校6学年全学年については、25人学級が導入をされたところでございます。また中学校につきましても、今年度、新たな審議会が立ち上げられて、その中でどのようにやっていくのかということで審議が始まったということで承知をしております。その25人学級を行っていく上で、そのことの成果といいますか、効果といいますか、そういったことも検証しながら、中学校についてはどうするかということも決めていくというようなお話でございました。

ここにもありますとおり、小学校で行っている少人数教育について、実践としてどのようなのかという、その検証するというのがまず1点目でございます。

配付いたしました資料の真ん中のちょうど左側、事業概要の1というところでございます。その1の質の向上プラン推進事業の（1）モデル市町村への研究委託ということで、本市と市川三郷町が指定をされたところでございます。

本市につきましては、昨年度に奥野田小学校が、ここに出てまいります授業時数特例校制度を活用して探求学習に取り組んでいるということから、県内では本市だけでありましたので、本市が指定されたものかなと考えているところでございます。

今年度、具体的なところでございますが、奥野田小学校に関しましては引き続き探求的な学習について学んでいただくこととしてございます。

その他の学校でございますが、塩山南、祝、それから塩山中と勝沼中は別途の生成A I

のパイロット校になっておりますので、その中で同じく授業時数特例校制度を活用し、学んでいく。それから、塩山北小、松里小、井尻小、それから松里中学校、この4校に関しては外国語教育について重点的に取り組む。それから大藤、神金、玉宮については地域との関わりについて学んでいく。それから、勝沼小、東雲小、菱山小、大和小については、環境学習について今言った制度を活用しながら学んでいくということで、具体的な方向性が示されているところでございます。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 質の向上プランということで、奥野田小が取り組んでいたのということが分かるのですけれども、ICT教育の研究指定校の後、AIにも取り組んでいるのですけれども、またこの研究指定というのですか、その推進事業をやることによって先生方の負担とか、これまでになかったようなことをやるということになって、先生方の負担は大変なのではないかなと思うことが一つなののですけれども、その前にまず、すみません、奥野田小がやっていた授業時数特例校で、総合的な探求、そのことがどのように展開されて、そのことで少人数ならではのということで評価されたのか、ちょっとその点を伺いたいのですけれども。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

奥野田小学校、今のとおり探求的な学習に昨年度取り組んでいただきました。地域の方に、まず奥野田小学校の地域内はどういったところなのかということから学びを始めさせていただいて、地域の特色ということで、昨年度も6年生に関しては、牛奥みはらしの丘がフルーツライン沿いにございますので、そちらについて実際、現地のほうに赴いていただき、その活用方法について何かしら子どもたちなりの提言ができるのではないかとということで、本年の年が明けて1月であったと思いますが、市長に対しその提言をまとめて報告をしていただきました。

その中には、やはり植栽、花がないので寂しいとか、あとベンチもあるのですが、やはり色が剥がれてきていて、座るにはちょっとなというようなお話をいただきました。それを受けて市長からも、ではぜひ一緒に取り組もうということで、2月10日には市長も現地に出向いて、一緒に花を植えたというような実際に授業がございます。

そういったことを実際に行っていた中で、奥野田小学校の取組として代表的

なものではありますが、本市全体で取り組んでいただけないかということで、県のほうからお話をいただいたという中身でございます。

少人数教育についてということでございますが、奥野田小学校は学年ごとにそれぞれテーマを定めて取り組んでいただいております。6年生は、ただいま申し上げたとおりで、ほかにも4年生であれば、地域の地区公民館がすぐ隣にございますので、地区公民館の清掃をもっとやればいいのか、あるいはたばこのポイ捨てが非常に多いので、例えばたばこの灰皿ですとか、そういったものも設置したらいかがかというようなご提言もいただいているという状況でございます。

各地区の状況に応じて、それぞれの子どもさんたちの学年、学びの状況に応じて、取組が進められていると理解をしております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

授業時数特例校ということなので、その探究の時間を増やして、ほかの教科を減らしたりしているということでしたか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

授業時数特例校制度に関しましては、国の指定でございます。ご存じかと思いますが、学校教育法施行規則において、学年ごと、それから教科ごとに1年間の授業時数という言い方しますが、1年間でどのくらい授業を行ったらいいかというのが定められております。その授業のうち最大で1割を削減し、今言った、奥野田小学校であれば探求的な学習の時間に割り当てていったという中身でございます。

先ほど申し上げたとおり、本年度に関しては全ての学校でこの制度を活用しながら取組を進めていく。先ほど申し上げました英語学習であれば英語の時間に割り当てていって、ほかの時間については、多少なりとも削減をしていくというような形で取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的などころでございますけれども、奥野田小学校は昨年40時間を新たに、今言った探究の時間に増やしてまいりました。ただ、やはり全国的にもそれほど多く増やすということは、なかなかないというようなところもありましたので、本年度は無理のない時間ということで、やはりほかの学校と同じように20時間程度に取組の時間は減らせ

ていただいたという流れでございます。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

探究の時間を増やしてほかの教科を減らしたとしても、例えば、そのことを作文に書くことによって国語の学力もつけることができるとか、あるいは地域の環境の問題を理科とか社会という、それが総合的というのか教科横断的というのですか、そういうものでとても可能性があることだと思いますので、英語のところについても、英語そのものだけではなくて、地域と英語、英語で地域を表現するとか、そういったこととか、地域の生きた外国人と話をするとか、いろんなパターンがあると思いますけれども、それは先生方がやられると思うのですけれども。

それで私が心配になるのは、やはりこれまでとは違うことをやっていく、あるいはそれをまとめていくというのについて、先生方の負担というのは増えるのではないかというのが心配されるということと、そのために何らかの人的な手当てというのでしょうか、各学校に1人ずつ何かをしてくださる人を増やすとか、そういうようなことは、この事業の中ではできるのですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、人的な配置に関しましては、特段の制度はございませんので、現状の教員数の中で行っていただくという形になります。

それから、先ほど奥野田小学校、昨年40時間という話もさせていただきました。小学校に関しては、基本的には担任制でございますので、担任が全ての教科を行っていくということになると、先ほど言ったとおり各教科から1割程度は削減ができるという話もさせていただいたのですが、1年間で学ぶその授業の中身に関しては、減らした単元、時間数の中で取り組まなければならないということになりますので、そこは担任の先生の負担が増えていくということは考えられます。

したがって、本年度、さすがにそこまでは負担が大きくなるということで、20時間程度の全体の調整という形を取らせていただきました。教科ごとに違いますが、例えば国語であれば5時間、そうすると1学期に2時間、2学期に2時間、3学期に1時間というような形で、時間ごとにまとめの時間がありますので、そこで調整をしながら、

1年間の学びに関しては保障をしていく。また先生方に関しても、今のとおり無理のないような授業の進め方をしていただくということで、昨年度始めさせていただいたものでございます。今年度も、同様な形を取らせていただければと考えております。

このことに関して、新たな学びの負担が増えるのではないかとご質問でございますが、特段今までやってきたことを何か増やそうということではなくて、今までやってきたことをそのまま継続的にやっていくというようなことで考えておりますので、新たな負担が生じるということはないと考えております。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 特に負担が増えるということはないということでは言われましたけれども、でも例えばこの資料を見ますと、得られた成果は校務支援システムで共有し、学術論文として発信とか書いてあるわけですよ。調査研究ですから、それを発信していくということについては、やはり負担は増えるのだろうということは確実にある。

なので、人的な配置、甲州市だけでできることではないという側面もありますが、このやる中身についてはとてもいいことだと思うので、さっき言ったように学習というのは総合的なもので、一つのことに国語の要素が入っていたり、社会の要素が入っていたり、算数の要素が入っていたりということをやっていくことで、総合的な力がつくので、とてもいいと思いますし、だから少人数でできるということなので、少人数だからそういうことができる。いきなり35人40人を相手に担任の先生がやろうと思ってもできないけれども、少人数だからできるという側面があって、そのことを強調していただきたいと思いますし、できるだけ先生方に負担が行く形がなくなるような、ほかのことも含めて考えていっていただくことをぜひお願いしたいと思います。

それでもう一つですけれども、やはりこれは少人数学級でやるということは、文科省でも最近調査をして、少人数学級することによって実証研究したら、要するに児童生徒の学力向上や抑鬱の防止に効果があるということが調査で分かったということが、日本教育新聞、それに書いてあったのですけれども、そういう側面もあるので、そういうことも含めて少人数教育の研究をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 10款3項の工事請負費で、勝沼中の入り口の側溝のところの

工事をされるということで、工事中の生徒の出入り等をどんなふうに考えているのかお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回の工事に関しましては、道路から勝沼中学校、スロープといいますか、上がったところに側溝が入っておりますので、そちらの改修をさせていただくものでございます。

まず具体的には、全面の工事にはなるのですが、おっしゃるとおり今現在も実は壊れているという状況もありまして、半分以上に関しては現在も通行が可能ですので、工事自体も少しずつというような形で、子どもさんたちの登下校に影響がないように、また勝沼中学校に関しては大和地区からスクールタクシーも来ておりますので、そういった車両の影響もないような形で工事は進めさせていただければと考えております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。影響ないようにお願いしたいと思います。

10款4項の図書館費の中で、丸山議員の質問の中でも、I F L Aへの世界図書館の情報会議でプレゼンをするということで答弁があったのですが、プレゼンというのは、プログラム見るとポスタープレゼンなのか、それともプレゼンテーションをしているのか、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 坂本生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

こちらのほうは、地域誌部門で直接出向いて、その場でプレゼンをするということを想定しておるところです。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 例えば、オンラインで拝見できたりもするのですか。そうすると、日程的に8月9日14時15分から15時30分なのかなと、この間プログラム見ながら思ったのですが、何人でいくのか、オンラインでも見るができるのか、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 坂本生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

その場で、オンラインで視聴いただくということは、ちょっとそういうシステムではな

いということのようです。こちらから参加を想定しておるのが、甲州市から2名の参加を想定しております。こちら大学の教授と共同のプレゼンという形になりますので、大学のほうは大学のほうで参加をされるということですので、私どものほうからは2名の参加を予定しているところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 大変栄誉なことだと思われるので、頑張ってきてほしいと思います。

それと移動図書館の話をちょっと伺いたいのですが、前に資料を頂きたいと言ったら資料来たのですけれども、500冊の図書については購入するのですか。それとも、今ある図書館のものを差し込むのか、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 坂本生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

基本的には今ある図書を積み替えて、想定といたしましては、行く場所、目的によって、積んでいく図書も変えていくというようなことを想定をしておるところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） すばらしいと思います。

夏休みに間に合わないですけれども、来年以降、配備されてからでいいのですが、放課後児童クラブとか、夏休み期間中とかも子どもがいたり、あと放課後も児童クラブで過ごす子どももいるので、そういうところにも時々巡回してあげるといような取組も考えていただきたいなと思います。

- 委員長（高野浩一君） 坂本生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

現状でも、ボックスで児童クラブ等を巡回させていただいているという経緯もございますので、実際に稼働する中で利用の頻度、そういった担当者の負担とか、そういったところを検討しながら、そういったところにも改めて活用できるかどうか含めて、できる限り有意義な活用をしていきたいと考えておりますので、また関係団体とのご意見とかを聞きながら、そういった運行をしていきたいと考えております。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） 第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表地方債補正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（高野浩一君） 第2表地方債補正についての質疑を打ち切ります。

次に、第3表繰越明許費についての質疑を行います。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 8款土木費について、先ほども1表のほうでお聞きしたのですが、補正をされました国の補助も、今、2表に地方債の補正をしたわけですが、国の補助が入ってきました。しかし、6月の今日の現段階で、例年でしたら9月議会ぐらいで繰越しになるのかなと思うのですが、今、物価の高騰とか材料の手配に時間がかかるからということも分かるのですが、まだ事業が進んでいないこの時期に繰越明許をするということなのですが、その意味合いと内容等が開示できましたらちょっとお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 河合建設課長。

- 建設課長（河合健太郎君） お答えいたします。

当該工事につきましては、1級河川に架かる橋梁とJRの跨線橋を含む橋梁補修工事でございます。

まず、1級河川に架かる橋梁工事につきましては、河川の管理上、施工可能な期間が11月から翌5月までの渇水期に限定されております。

次に、JRの跨線橋の工事につきましては、JRとの協定、これに基づいて施工を行うものでございまして、JR内部での手続、これに時間を要すること、加えて工事については、工事が施工できるのが列車の運行時間外の夜間、これに限られているということになりますので、一般の橋梁工事に比べてより長期間の施工期間を有すると、そういった見込みでございます。

こういった状況を踏まえますと、発注の準備を遅くとも8月頃までにする必要がございまして、もし9月議会での繰越明許の承認ということになりますと、工事の着手等の時期にも支障を来すおそれがあるという状況でございます。このことから、施工時期を適正な時期を確保して円滑な事業実施を図っていくというために、この6月議会において繰越明許の承認をお願いするものでございます。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 発注の関係、工事の関係性ということで分かりますけれども、結局繰越しになってしまうわけですが、早くに発注をしたとしても、長寿命化ということなのですね。結局、長寿命ということなので、やはり長期の時間が要するというところで理解をいたしますけれども、何しろ大変な工事もこれからございます。建設課の手腕をよろしく振る舞っていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 9款の消防費のことでお伺いします。

繰越明許となりましたけれども、当初予算で可決したことになります。そのときも親局の更新ということで、今年度末に一応保守期限を迎えるので更新をしたいということで。ここで繰越明許となると、今年度中に厳しい状況というのは、様々、物資の調達等厳しい状況であると思うのですが、現在の状況、それからいつまでにこれ完了できるのかどうか、その業者とのやり取り等、詳しく詳細をお伺いしたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今、委員がおっしゃったように保守の期限の話もございますが、昨今の社会情勢ですとか、いろんな要素の中で難しいのではないかとということで、繰越しをお願いしておりますけれども、その保守のことにつきましては、現在の設備の業者と話をさせていただきたいと考えております。

いつ頃までにということになりますけれども、今、委員もおっしゃったとおり、今後決定していく業者との話の中で、なるべく早急という形で進めていきたいと思っております。いつまでにということはちょっと現時点では申し上げられませんが、いずれにしても、できる限り早急に対応していきたいと考えています。

- 委員長（高野浩一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 承知いたしました。

ただ、保守期限を迎えるシステムがあるという状況になるので、そこは課長さんも、しっかり今のシステムを運営している中で、業者との折衝をするということでもありますので、ぜひ業務に支障を来さないように、そこだけしっかりと取り組んでもらいたいということを要望として申し上げておきます。よろしくお願いします。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 第3表繰越明許費についての質疑を打ち切ります。
-

討論、表決

- 委員長（高野浩一君） 次に、討論を行います。
討論はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決するに
ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上をもって本日の審査は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
副委員長に挨拶をいただきます。
- 副委員長（丸山国一君） お昼またぎになりました。当局の皆さんもご協力いただいて
ありがとうございます。慎重審査いただく中で、補正予算、最終日、最後の採決という
ことになると思います。どうか最終日がありますので、またご協力をお願いします。
以上で散会いたします。

〔散会 午後 0時10分〕